

山ざくら 七号



社団法人松阪法人会 女性部会

社松阪法人会  
女性部会だより  
発行日 平成16年6月  
発行所 松阪市若葉町161-2  
松阪商工会議所内  
TEL.0598-52-1321

社団法人 松阪法人会女性部会

**法人会の基本的指針**

よき経営者さめばよきもの団体として  
会員の積極的な自己啓発を  
納税意識の向上と  
企業経営および社会の  
健全な発展に貢献します

めざまし 企業の繁栄と社会の貢献(法人会)

法人会のキャッチフレーズ

### 松阪法人会女性部会の歌

作詞 松阪法人会女性部会  
作曲 小楽崎 勉  
(一九九二、二作)

一、歴史を誇る 松阪の  
朝日に輝く 山桜  
税の知識を 学びつつ  
今日の幸せ かみしめて  
企業につくす 法人会  
ああ楽しき集い 女性部会

二、もみじ葉映える 高見山  
流れは清き 香肌峡  
納めし税を 見守りて  
明日に夢を ふくらませ  
地域につくす 法人会  
ああ希望にみちた 女性部会

三、四季をいろどる 大台ヶ原  
お茶の香りや 多気の郷  
ともに結びし 納税だすき  
未来に道を 開かんと  
社会につくす 法人会  
ああ みなぎる力 女性部会



### ごあいさつ

松阪税務署長 愛場 孝雄

松阪法人会女性部会会報「山ざくら」第7号の発刊おめでとうございます。

女性部会の皆様方には、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から会活動を通じまして税務行政に対し、深いご理解と格別のご協力を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

女性部会は、平素から広く税知識の普及と納税思想の高揚に献身的に取り組んでおられ、会員企業の健全な発展に寄与されているとともに、魅力ある女性部会を目指し税務研修をはじめとするさまざまな研修を企画され、活発に取り組んでおられますことは私ども税務行政に携わるものとして大変心強く感じております。

これもひとえに、この女性部会をささえてこられた役員並びに会員の皆様方のご尽力の賜物であり、心から敬意を表する所でございます。

特に、昨年7月に着任以来、数多くの女性部会の皆様にお会いする機会に恵まれ、心温かで気配りの良い皆様方に接することができましたことは、幸せに感じているところであります。

ところで、最近の税務を取り巻く環境は、経済取引の急速な国際化、広域化、高度情報

化の進展など、経済社会の構造変化により大きく変わってきています。

特筆すべき事項として、全国に先駆けて名古屋国税局管内で「国税電子申告・納税システム」が導入されるなど、納税者利便の向上に向けた取組みをしているところであります。

また、消費税については、昨年の税制改正により大幅な改正が行われ、「事業者免税制度」や「簡易課税制度」の適用上限の引下げ、「総額表示」の義務付けがされ、本年4月から適用が始まっています。

こうした環境の中、私ども税務行政に携わる者としていたしましては、このような時代の変化に的確に対応し、「適正公平な課税の実現」と「期限内収納の確保」、さらに透明性の高い信頼される税務行政の確立に努めてまいり所存であります。

しかしながら、私どもの力だけでは到底成し得るものではなく、皆様方のご理解とご協力があつて初めて実を結ぶものと考えております。

女性部会の皆様方におかれましては、今後とも引き続き会員の皆様方のニーズを踏まえた部会活動を積極的に展開していかれることを期待するとともに、今後とも税務行政に対する一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



## ごあいさつ

松阪税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官 長尾 芳 男

社団法人松阪法人会女性部会の皆様方には、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日ごろから税務行政に対しまして、深いご理解と多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、昨年7月に当署に着任以来、女性部会の各種会議、事業活動を通じて役員・部会員の皆様の活動にふれ、感じましたことは、多岐にわたる各種事業が皆様の活発な議論の中で決定され、それが各事業の充実した内容に表れているということです。

私が出席させていただいた事業からだけでも、部会活動に対する皆様の熱意と活発な活動振りを知ることができましたし、なによりも皆様が輝いていると感じました。松阪女性部会の入会案内にもありますように、「楽しく為になる会」をめざし、法人会活動を通じて、より多くの方々と知り合い、学び、そして遊び、皆様の人生がますます輝いたものになるよう活動されることを期待します。松阪法人会女性部会の歌のように、「楽しき集い、希望に満ちた、みなぎる力女性部会」をめざして頑張ってください。

## 消費税が変わります

消費税法が改正されました。主な改正点は次のとおりです。

◎平成16年4月1日以後開始する課税期間から、

- 1 事業社名税点制度の適用上限が引き下げられます。  
事業者免税点制度の適用上限が現行の3,000万円から1,000万円に引き下げられ、基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、納税義務が免除されないこととなります。
- 2 簡易課税制度の適用上限が引き下げられます。  
簡易課税制度の適用上限が現行の2億円から5,000万円に引き下げられ、基準期間の課税売上高が5,000万円を超える事業者は、簡易課税制度を適用することができなくなります。
- 3 中間申告・納付制度が改正されます。  
中間申告・納付制度が改正され、直前の課税期間の確定消費税額（年税額）が4,800万円を超える場合には、年11回（1月ごと）の中間申告・納付を行うこととなります。  
また、この改正に併せて、課税期間の特例制度（課税期間の短縮）が改正され、新たに1月の期間を課税期間とする特例が設けられました。

◎平成16年4月1日から総額表示が義務付けられます。

課税事業者が取引の相手方である消費者に対して商品等の販売、役務の提供等の取引を行うに際し、あらかじめその取引価格を表示する場合には、消費税額及び地方消費税に相当する額を含めた価格を表示することが義務付けられます。



## 5月の庭で思うこと

松阪法人会女性部会 会長 水谷 太 美

ゴールデンウィークも明けて、サー!!又頑張ろう!そんな5月の爽やかな日々で御座居ますが、皆様お変わりなくお仕事に、御家庭に御活躍の御事、本当に御苦勞様で御座居ます。私達、法人会女性部会も1986年より19回目の総会を迎える事が出来ました。松阪法人会の皆様の和の輪の波紋は穏かな拡がりを見せ、しかも足元でしっかりと結ばれて居り、もう大安心で御座居ます。それに反して時の変化はおびただしく目が廻り、溺れてしまいそうですネ。

最近コピキタス社会と云う、耳慣れない言葉が聞かれますが、それは1mm位の物体を貼り付けて置くとそれがコンピュータに作用して、例えば子供の服に付けて置けば迷子の位置が即わかるという物だそうです。

私達1995年頃、太陽商事でパソコン体験をした時は、ただ興味本意でまだまだ我々の手に及ばない。勉強するには時期尚早との声に掛り、アメリカ大統領の寝室を覗いて帰ったものです。その後、私が渡米して一般家庭にすっかり浸透していた様を見て、是が非でも勉強

しなくちゃと、帰国早々すぐパソコン教室を開き、実技を勉強しました。あっと云う間のIT時代が到来し、昨年は津の税務署で始めて電子申告が発表され実施されました。矢張り時代の流れにはなるべく早く流されて行くべきである事を、過去の経験から教えられています。良し悪しはともかく、一日も早く電子申告が出来る様努力実行して戴き、その上でもう一歩進んだ商法を心掛けて行くよう頑張っ頂きたいと思ひます。まさに“先んずれば人を制す”です。

こうして書いて居る庭先に、臯が思いきり花を開かせています。仕事の合間の自然の景色は、心に大きな力を与えてくれるサプリメントの役目をしてくれています。時代の起伏の峻に挟まれながら、でも私たちは何時も法人会と云う税の協力団体の一人として又、ビジネスウーマンの最先端を歩む女性の一人として美しく咲き誇っていただきたい!!花を眺めながら皆様のお顔と花を重ねながら、心からお祈りするしだいでございます。

平成15年7月14日

# 一日バス研修旅行 奈良歴史探訪



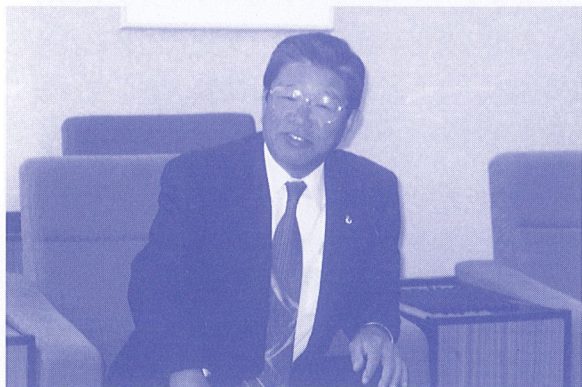
▲薬師寺の大谷鉄英さんの熱のこもった話に聞き入る会員達

◀バスの中でも熱心に…

平成15年10月6日

# 市政70周年 市内バス巡回と市長との懇談会

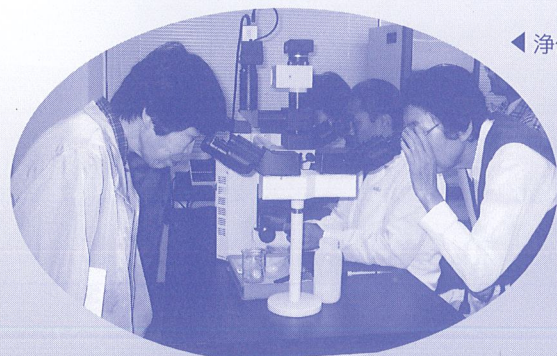
下水浄化センター  
第一清掃工場  
廃棄物最終処分場 見学



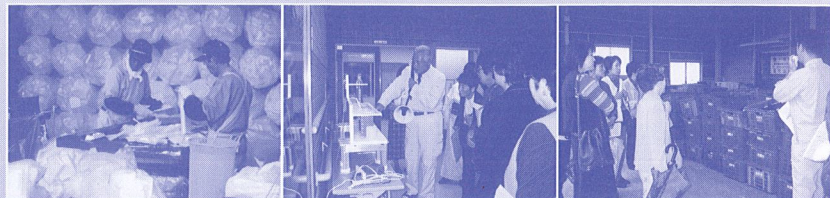
▲下村市長 市政について熱弁



▲市長との活発なディスカッション



◀浄化槽の水質検査中



平成15年11月18日

# 改正税法説明会 & 健康体装



▲講師長尾統括



▲研修後の体をリフレッシュ!

平成15年11月9日

# 年末講演会 懇親会



▲愛場署長による講演



▲署長より景品を受けとる青木さん



▲税金クイズの考案者、長尾統括による解答解説



▲楽しいアトラクション ハンドベルの美しい音色

平成15年1月23日

# 新春 税務研修会と茶話会 百人一首



▲西統括による新春講演



▲雅の世界へひととき…

平成16年2月15日

# 松阪フォーラム参加と社会貢献



松阪市社会福祉協議会  
松阪市マム・フォーラム会場  
松阪市社会福祉協議会事務局

◀社会福祉協議会へ車椅子寄贈  
平成16年4月5日



▲多勢の協力を得、会場でバザーに参加。収益金で車椅子を社会福祉へ寄附することが出来ました。



▲松阪フォーラム会場での様子



平成15年11月15日

# 税金展



▲来場者に粗品を進呈する会員達

この社会  
あなたの税が  
生きている

平成15年11月15日 毎年恒例の税金展がマームで開催されました。多数の来場者に、税金の使い道などをPRしました。

# 紹介 会員

22第1



モリ タ エイ コ  
**森田英子**

生年月日  
昭和7年10月15日 猿年  
会社名  
株式会社 ギャラリー森田

ご住所 〒515-0083 松阪市中町1984  
電話番号 0598-21-3178  
営業内容 新古茶道具 卸 小売  
役職 常務

会社のPR又は特色を簡単に  
日本文化がもっと一般的になってほしい。

会社でのお仕事の役割・モットーとすること  
お客様を大切にそして品物を愛すること。

ご趣味  
古来の伝わった品物を事と又、新しく入荷した品物を見ること。  
生涯の趣味になっています。

今思うこと  
結婚して45年、茶道具の商売をつづけて来られてよかった。

第3



オオ ウチ キヌ  
**大内 絹**

生年月日  
昭和5年10月22日  
会社名  
株式会社 マツデン

ご住所 〒515-0037 松阪市愛宕町2-41  
電話番号 0598-21-2427  
FAX 0598-26-6122  
営業内容 各メーカーの家電製品・販売・修理・携帯電話・健康器具・クッキングヒーター取付工事  
役職 常務

会社のPR又は特色を簡単に  
省エネのルームエアコンの取付、取替工事、地上波デジタルハイビジョンプラズマテレビ、液晶テレビへの買替促進。火のない安心感のクッキングヒーターのお奨め、実演しています。

会社でのお仕事の役割・モットーとすること  
御来店のお客様の接待、電話での注文、修理の受付等、嫁の仕事の手伝い。気目細かなアフターサービス。

ご趣味 舞踊・習字

今思うこと  
量販店の安売り合戦で地域専門店が売上に悩んでいる現在ですが、お客様と密着した、愛され信頼される店として息子(社長)を中心に力を合わせて孫達の為に頑張っていかなければと思っています。

第6



アオ キ タケ コ  
**青木武子**

生年月日  
昭和4年7月20日  
会社名  
青木産業株式会社

ご住所 〒515-2133 松阪市松ヶ島町字本町385の1  
電話番号 0598-51-7701  
営業内容 建設業(土木、建築、設計、施工)  
コンクリートブロック製造販売  
役職 取締役経理部長

会社のPR又は特色を簡単に  
建設業は「ISO90012000」(品質管理)。ブロックは「JS規格」技術職員はそれぞれの立場でまじめに誠意を持って仕事に取り組んでいる。

会社でのお仕事の役割・モットーとすること  
資金繰、銀行への対応。参加する事に意義あり。感謝、誠実、努力。

ご趣味 園芸(庭の草とり程度)、旅行

今思うこと  
不況の中、何かときびしい時、女性部会での皆様の明るい笑顔とパワーに接する事が出来た事は生涯の勉強場所とありがたく感謝して居ります。

133第9



ノジマ フ ジ コ  
**野島富士子**

生年月日  
大正12年4月28日  
会社名  
野島飼料株式会社

ご住所 〒515-2131 松阪市六軒町53  
電話番号 0598-51-5033  
営業内容 家畜飼料の製造並びに卸し販売  
役職 取締役

会社のPR又は特色を簡単に  
昭和3年創立、大蔵省第一種承認工場、名古屋税関承認保税工場 優良法人

会社でのお仕事の役割・モットーとすること  
労務関係、従業員給料関係、優秀な飼料をつくり皆さんに美味しい肉、卵をたべてもらう。

ご趣味  
何でも興味があります。若い時は茶の湯、謡曲等を習いました。今は楽しい生活を送る事。美味しいものをいただく事。

今思うこと  
青春時代は戦争の真ただ中で過ごしました。戦前、戦中、戦後を生きぬき今やと静かな自分の年月を送っています。静かに満足して果てたいと思います。

第9



ミズ タニ タ ミ  
**水谷太美**

生年月日  
昭和5年4月18日 午年  
会社名  
水谷養保園株式会社

ご住所 〒515-2133 松阪市松ヶ島町本町430-1  
電話番号 0598-52-0306  
自宅 21-1838  
営業内容 新古茶道具 卸 小売  
役職 代表取締役会長

会社のPR又は特色を簡単に  
創業大正元年 90年この道一筋に生産販売し、勲五等瑞宝章を授けられました

会社でのお仕事の役割・モットーとすること  
社長を息子にゆずり現在は黒子的役割。すこやかに美しくをモットーとしています。

ご趣味 日本舞踊、水墨画、そして仕事。

今思うこと  
多くの人とまじわり摩擦の中で磨かれてゆく自分  
多くの人の中で暖められていやされる自分  
多くの人の中で生きている実感を味わっている自分  
法人会員の皆様に感謝の気持で一杯です

第6



シノ ダ フ ミ コ  
**篠田史子**

生年月日  
昭和10年4月14日  
会社名  
株式会社 松和産業

ご住所 〒515-0001 松阪市大口町1624-1  
電話番号 0598-52-1855  
FAX 0598-51-1906  
営業内容 プリント基板の製造  
役職 代表取締役会長

会社のPR又は特色を簡単に  
プリント基板の試作、設計製造

会社でのお仕事の役割・モットーとすること  
社内美化活動、社員の健康に気をくばる。

ご趣味 短歌、華道、音楽

今思うこと  
夫存命中  
新しき女目指せる若き日は遙かなり 茶と花に励みつつ淋し  
こんな歌をつくっています。今は家庭だけでなく会社の為にも少しは役立っていると思っています。

明和



キタ オカ タカ コ  
**北岡崇子**

生年月日  
昭和7年12月8日 申年  
会社名  
有限会社 北岡建設

ご住所 〒515-0333 多気郡明和町大字坂本1245-2  
電話番号 0596-52-5131  
営業内容 型枠工事一式  
役職 取締役

会社のPR又は特色を簡単に  
明和町で型枠工事の請負業をやっています。

会社でのお仕事の役割・モットーとすること  
夫は以前に病死をしまして、今の社長は息子です。経理をお嫁さんが取りまわっています。私は手伝いです。集金、銀行、支払い等その他雑用をこなしますが気楽です。

ご趣味  
大正琴を10年位やっています。その他、「古典文字」「郷土史」に興味があり、月1回2時間づつの講座に入っています。又地元で食生活改善グループと、厚生保護女性の会に所属し、色々忙しく行事をこなしています。楽しい毎日です。

大台宮川支部



タカヤマ カズミ  
**高山一二三**

生年月日  
昭和14年3月5日  
会社名  
有限会社タカヤマ

ご住所 〒519-2404 多気郡大台町佐原744-1  
電話番号 05988-2-1118  
FAX 2-1246  
営業内容 ミキグループ代理店 栄養補助食品、化粧品 日用品の販売  
役職 取締役

会社のPR又は特色を簡単に  
厚生労働省が打ち出しているヘルシー日本21のヘルスサポーターとして活動しています。

会社でのお仕事の役割・モットーとすること  
全国各地へ健康アドバイザーとして各ご家庭や保育所、小、中、高へ出かけています。もっとは心からこころへ!まごころで健康の大切さを伝えます。

ご趣味 読書、旅

今思うこと  
1に体力 2に決断力 3にくよくよしないこと。病気になるまい正しい知識を皆様に知ってほしい一念で、目標を達成したいと思っています。

# ちよつと

# 一服

## たそがれ

野島富士子

我が家の二匹の愛犬 三吉と小春は現在でも至極元気で仲よく暮している。遂に老境に入ったがまだまだ夫婦の契りもなく今日に至っている。数年前何としても子犬がほしくて獣医さんに相談した結果「これがラストチャンス 三吉と小春は相性が悪いんです」と云われた。

私は何だか三吉にすまない様に思ったがチヨコチヨコ庭で遊ぶ子犬の姿を想像するとたまらなくつい先生に「よろしく」と頼んだのである。

それから数日後「素敵な柴犬のリユウ君と言うおむこさん候補がいます。紹介しますから小春を連れて来て下さい」との事。

私は良心にさいなまれて小春を二晩先生に預けたのである。

私は三吉の顔が見られなかった。一人

になった三吉は寂しげに小春をさがしている様な気がする。小春は今晚リユウ君と…と思うと悪い事をした、預けねばよかつた 不倫をすすめた私が悪いのだ。でも三吉と小春は夫婦の契りを結んでいないのだから不倫とは言えないのではないか。これでいいか。でも子供が生まれたら三吉は何と思うだろうと思うとたまらなく後悔して二日を過し 二日目の夕方小春を迎えに行つた。

結果や如何に…とおそるおそる先生に尋ねると「どうも小春ちゃんのリユウ君とも相性が悪く何事もなく過した」と悪そうに云われた。

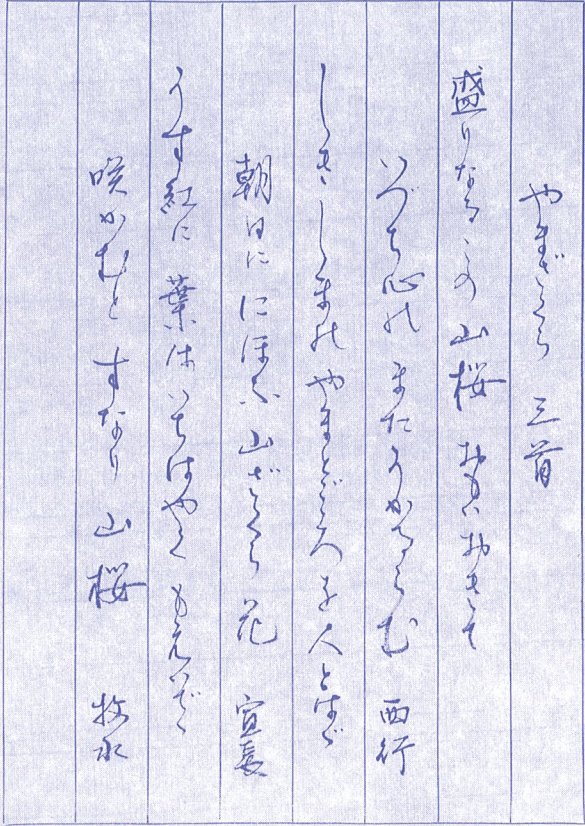
ほつとする瞬間 私に飛びついてよこんでいる小春が急にあわれになり「何やあんた魅力ないんやなァ リユウ君に振られたんか」と云つて小春を抱きし

## 漢字クイズの答え

タノシム (満ち足りて喜ぶ)	タオヤカ (しとやかで優美)	カシマシイ (やかまじさま)	ケンエン (つややかで美しい)	イナナツケ ライアンセ (女性上位の家庭)	ユダネル (他人にまかせ)	コオナゴ (鰻魚を食す海水魚)	ノルウエー (北ヨーロッパ)
キキ (うれしい様子)	ガガ (美しい様子)	ベツレン (きれいな)	イナナツケ ライアンセ (人の良い男の老人)	ユダネル (他人にまかせ)	コオナゴ (鰻魚を食す海水魚)	ノルウエー (北ヨーロッパ)	オボコ (世慣れてない娘)
タオヤカ (しとやかで美しい)	オボコ (世慣れてない娘)	イナナツケ ライアンセ (女性上位の家庭)	ユダネル (他人にまかせ)	コオナゴ (鰻魚を食す海水魚)	ノルウエー (北ヨーロッパ)	オボコ (世慣れてない娘)	イナナツケ ライアンセ (女性上位の家庭)

見合をした娘が相手にことわられた様な妙に空しく腹立たしいがそれでもほつとした気持が強くお礼もそこそこに小春を抱き「ゴメンして悪かつたな」と何度も頬ずりをした。

私は三吉に何と云いわけをしようか 何も知らぬ二匹に不倫をすすめたイヤライシ婆さんに自分が思え 何のがうれしいのか チヨコチヨコと小走りに私を引っぱつて たそがれ時家路にいそいだのでした。



## 松中昭二氏著「森田功の生涯」を読み

短歌八首 篠田史子

ネコちゃんと言 ニックネームを名付けたる 名門津中の 今もアイドル  
被爆せし森田医師は 生涯を 命の尊さと愛を 貫きぬ(旧広島高校にて被爆)  
今少し生きて 書きたき事あらむを 町医者森田を想ひ 本を閉づ  
「学問に非ず」と 患者の身をかばひ 大学辞し 町医者となりたり  
農学者松中氏 医学者の友がかけぬけし 生涯の伝記 綴りぬ  
友の生涯 一冊に凝縮したる著者松中氏の 苦勞思はむ  
戦時下を共に 十代過ぐしたる 伝記書きし人の 友情に 哭く  
生きの命の尊とさ 確と教へられ 読み終えし書を しばし抱きしむ

## この漢字をあなたはいくつ読めますか？

女性部会に因んで女偏の

## 漢字クイズ

娯しむ	嬉	嬉	手弱女
嫺やか	娥	娥	未通女
姦む	妍	艷	好好爺
妄り	許	嫁	孀天下
萎える	威	嚇	湯湯婆
委しい	嫁	菜	威尼斯
委ねる	小女子	諾	威

女という字は人がひざまづいて座っているさまを表した象形文字とされています。女偏の字は約九〇〇文字位、女偏はあつても部首が男というのはほとんどありません。漢字の世界は女性上位かも…

「日の本は 岩戸神楽の初めより 女ならしては夜の明けぬ国」  
なども詠まれております…

# 税務署からのお知らせ

## 各種申告書・届出書のホームページでの提供

申告書別表、勘定科目内訳明細書、届出書などの各種様式等は、税務署の窓口で交付していますが、国税庁のホームページにおいても掲載しており、アウトプットして使用することもできますので、ご利用ください。(国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp>)

なお、掲載している様式等の主な内容は次のとおりです。

### 法人税関係

法人税の申告書別表、特別償却の付表及び勘定科目内訳明細書の様式を提供しています。申告書別表については、確定申告書に同封される別表以外も提供しています。また、「更正の請求書」、「異動届出書」、「青色申告の承認申請書」等の主な届出書や申請書の様式も提供しています。

なお、時価法に関する届出書や申請書の様式なども提供しています。

### 消費税関係

消費税及び地方消費税の申告書付表や「消費税課税事業者届出書」、「消費税簡易課税制度選択届出書」などの各種届出書等の様式を提供しています。

### 源泉所得税関係

「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」や「租税条約に関する届出書」など源泉所得税に関する各種申請書や届出書等の様式を提供しています。

また、「扶養控除等(異動)申告書」や「保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書」など給与所得者の各種申請書の様式も提供しています。



## ご利用手順

### 事前に

#### 税務署に下記書類提出

- ・開始届出書
- ・本人確認書類 (住民用の写し等)

送付または持参

### 税務署

開始届出書の審査

利用者識別番号、暗証番号及びCD-ROM(e-Taxソフト)を発行、利用者へ送付

### 申告・申請・届出

申告・申請等データの作成

申告・申請等データに電子署名を添付

申告・申請等データの送信

### 納税

金融機関のインターネットバンキングやATM(ペイジーマーク表示)を利用して納付ができます。※あらかじめ一定の条件を満たした「電子証明書」を取得する必要があります。

詳しくは  
ヘルプデスク  
TEL0570-015901  
ホームページ  
<http://www.e-tax.nta.go.jp>  
でお答えします

## 電子申告・納税等開始(変更等)届出書の記載例(法人用)

### 電子申告・納税等開始(変更等)届出書

### 【法人用】

税務署受付印		※整理番号													
平成 15 年 11 月 4 日	(フリガナ) カブシキガイシャ コクセイ	法人等の名称	株式会社 国税												
納税地	〒460-8520 名古屋市中区三の丸三丁目3番2号 三の丸マンション501号室 電話(052)951-3511	本店又は主たる事務所の所在地	〒 電話( ) -												
本店又は主たる事務所の名称		代表者氏名	(フリガナ) コクセイ タロウ 国税 太郎												
代表者住所	〒461-8621 名古屋市中区主税町三丁目18番地 電話(052)931-2511	代表者住所	〒461-8621 名古屋市中区主税町三丁目18番地 電話(052)931-2511												
<p>【申告・納税等手続】インターネットを介して申告、申請・届出及び納税手続を利用する場合</p> <p>【特定納税専用手続】金融機関等の提供する税金、各種料金の払込サービスにより納税手続のみを利用する場合 (注) 法人税、消費税及び地方消費税の納付のみの利用となります。</p>															
開始(利用区分)		<input checked="" type="checkbox"/> 申告・納税等手続 (注) 利用する内容に応じていずれかに✓を付してください。													
変更等		<input type="checkbox"/> 暗証番号等の再発行 <input type="checkbox"/> 特定納税専用手続→申告・納税等手続 <input type="checkbox"/> 電子証明書の更新等 (注) 変更する内容に応じて✓を付してください。													
届出の内容		<input type="checkbox"/> 特定納税専用手続 <input type="checkbox"/> 納税用確認番号等の再発行 <input type="checkbox"/> 申告・納税等手続→特定納税専用手続 <input type="checkbox"/> 国税電子申告・納税システムの利用の取りやめ													
<p>【暗証番号等の再発行】「申告・納税等手続」を選択している方が、次の事由によりe-Taxを利用できない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者識別番号の忘失等</li> <li>・利用者識別番号の失効</li> <li>・暗証番号の忘失等</li> <li>・暗証番号の変更期限の経過</li> </ul> <p>【納税用確認番号等の再発行】「特定納税専用手続」を選択している方が、次の事由によりe-Taxを利用できない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者識別番号の忘失等</li> <li>・納税用確認番号の忘失等</li> <li>・納税用カナ氏名の忘失等</li> </ul> <p>【電子証明書の更新等】受付システムに事前登録していた電子証明書の失効又は有効期限経過により、e-Taxの利用ができなくなった場合 等</p>															
<p>参考事項</p> <p>連絡先等の参考となるべき事項に記載してください。</p> <p>弁護士法人がe-Taxを利用して税務代理を行う場合には、「税務代理による利用」と記載してください。</p>															
<p>印刷</p> <p>送付</p> <p>税務署処理欄(摘要)</p> <table border="1"> <tr> <th>部門</th> <th>決算期</th> <th>業種番号</th> <th>入力</th> <th>通知</th> <th>通信日付</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>..</td> <td>..</td> <td>..</td> </tr> </table>				部門	決算期	業種番号	入力	通知	通信日付				..	..	..
部門	決算期	業種番号	入力	通知	通信日付										
			..	..	..										

・本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。なお、納税地が本店又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、納税地がマンション(アパート)等の場合、マンション名、部屋番号等を記載してください。

・「法人等の名称」欄と同一の場合には記載不要です。

・「納税地」欄と同一の場合には記載不要です。

・e-Taxの利用を開始する場合に記載します。該当するいずれかの項目の□に✓を付してください。

【申告・納税等手続】インターネットを介して申告、申請・届出及び納税手続を利用する場合

【特定納税専用手続】金融機関等の提供する税金、各種料金の払込サービスにより納税手続のみを利用する場合  
(注) 法人税、消費税及び地方消費税の納付のみの利用となります。

・連絡先等の参考となるべき事項に記載してください。

・弁護士法人がe-Taxを利用して税務代理を行う場合には、「税務代理による利用」と記載してください。

・e-Taxの利用内容等を変更等する場合に記載します。該当する項目の□に✓を付してください。

(例)【暗証番号等の再発行】「申告・納税等手続」を選択している方が、次の事由によりe-Taxを利用できない場合

- ・利用者識別番号の忘失等
- ・利用者識別番号の失効
- ・暗証番号の忘失等
- ・暗証番号の変更期限の経過

【納税用確認番号等の再発行】「特定納税専用手続」を選択している方が、次の事由によりe-Taxを利用できない場合

- ・利用者識別番号の忘失等
- ・納税用確認番号の忘失等
- ・納税用カナ氏名の忘失等

【電子証明書の更新等】受付システムに事前登録していた電子証明書の失効又は有効期限経過により、e-Taxの利用ができなくなった場合 等

※ この届出書は、1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。

- 【添付書類】次の書類を添付してください。
- 1 登記している法人  
法人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)又は抄本(履歴事項一部証明書)
  - 2 1以外の法人  
法人の定款、寄附行為、規則又は規約等の写しで、名称、所在地及び代表者氏名が記載されているもの並びに代表者の住民票の写し